

節税レポート



平成 20年 10月号

発行日 2008.10.1

今月のテーマ 決算賞与、臨時賞与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

予想よりも利益が増えそうだ。嬉しいことですね。
こんなときには、税金対策と将来につながる先行投資をする
等決算対策が必要です。その選択肢に1に決算賞与があり
ます。

頑張ってくれた従業員に報いる方法です。
従業員の喜ぶ顔を見るのも経営者の喜びです。

I 決算賞与、臨時賞与

次の賞与は損金になります。

- 1) 従業員に対するもの
- 2) 使用人兼務役人に対する賞与のうち、使用人分

事業年度末日までに支払われれば問題はありません。

たとえ事業年度末日までに支払ができなくとも、諦めないで

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

下さい。次の3つの要件を満たせばその事業年度の損金に入れることができます。

- 1) 事業年度末日までに、支給額を各自に通知すること
- 2) 事業年度末日の翌日から1月以内に支給すること
- 3) 通知事業年度で損金経理をすること

利益の絶対金額なり、対前年比の伸び率等で一定の業績を上げた場合に、決算賞与を出すことをルール化しておけば、従業員の志気を高める効果がありそうです。

予想を超えた利益の範囲で賞与を出すのですから、リスクはありません。税金対策と従業員の意欲を刺激する効果があります。

II 使用人兼務役員に対する賞与

使用人兼務役員に対する賞与の内、使用人部分の賞与は損金になります。

- 1) 使用人兼務役員とは
 - a 取締役総務部長、取締役支店長とか、使用人としての地位を有している役員です
 - b 常務以上の取締役と監査役は使用人兼務役員にはなれません
 - c その他 持株割合が一定割合を超えるグループに属する役員も使用人兼務役員にはなれません

2) 使用人兼務役員の賞与が損金に算入されるためには、次の要件が必要です

- a 使用人に対する支給時期と同時期に支給すること
- b 使用人としての職務に対する賞与金額以下であること

3) 使用人分の賞与として適正な金額とは (2)b)

- a 同等の職務に就いている従業員に対する賞与額
- b 比較できる使用人がいないときは、その使用人兼務役員が役員になる前の賞与額
- c 使用人のうちの最上位にある者の賞与額

となっておりますが、一般には使用人で一番多い額を基準としていることが多いようです。

